

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、建設現場でサッシやドアの取付け工事を行うA会社を経営していたが、昭和〇年頃から従業員がいなくなったので、個人事業主（一人親方）の職人として、自ら建設現場で仕事をするようになった。

2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、B会社を元請とするC内のビル新築工事現場（以下「本件現場」という。）において、鉄筋の溶断作業をしていたところ、ズボンに引火して両足を負傷した（以下「本件災害」という。）という。

同日、D病院に受診したが同病院では診察ができず、同日のうちにE病院に転医し、「両側下肢熱傷」と診断され、同〇年〇月〇日まで入院加療した。

請求人は、平成〇年〇月〇日に同病院に受診した後は、通院を中断していたが、同年〇月〇日に同病院を受診した後、同年〇月〇日に障害者手帳の交付を受けたという。

3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当せず、また、時効により請求権が消滅しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却す

る旨の決定をした。

- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

### 第4 争 点

請求人の障害補償給付を受ける権利が時効によって消滅しているか、また、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

- (1) 本件災害における請求人に残存する障害について、F医師は、当初、平成〇年〇月〇日付け診断書で治癒日を来院日である同年〇月〇日としていたが、同年〇月〇日付け意見書で、請求人の火傷の状況から受傷後〇年〇か月後の同年〇月〇日が治癒日であると訂正する旨回答し、同年〇月〇日付け診断書では、そのように訂正した上で再提出している。

請求人は、本件災害による負傷から約〇年を経過した治癒を主張するが、当審査会は、請求人の火傷の状況から受傷後〇年〇か月後の平成〇年〇月〇日を治癒日とする同医師の判断は妥当なものと認められることから、同日を治癒日であると判断する。

よって、請求人から監督署長に障害補償給付請求書が提出された平成〇年〇月〇日の時点で、本件の治癒日の同年〇月〇日から5年以上を経過しており、労災保険法第42条に定めるとおり、請求人の障害補償給付を受ける権利は時効により既に消滅しているものと認められる。

- (2) 次に、上記(1)のとおり、請求人に残存する障害は、時効によって障害補

償給付の支給対象とはならないが、請求人は、本件災害の発生時はG会社の常用労働者又はアルバイトであった旨主張するので、念のため、請求人の労働者性について以下検討する。

ア 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条にいう労働者と同義であると解される。

労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無(業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無)、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としても、その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えるところから、これらの基準に照らし、就労実態等に基づき請求人の労働者性について検討する。

(ア) 使用従属性について

a 指揮監督下の労働について

G会社の元代表者H氏は、要旨「サッシ業は、取り付けという分野では、全て外注で仕事を依頼する」と述べた上で、G会社では、業務内容及び遂行方法について、出図票及び図面を請負業者に渡すことにより、指示を行っていたと述べている。

この点、請求人は、本件現場に出る出図票を提出しており、G会社が請負業者に外注する場合と同様の方法で本件現場における作業に関して請求人に対して指示を行っているものと認められる。

そうすると、G会社の請求人に対する作業指示は、設計図、指示書等の交付によって作業の指示がなされている場合ではあるものの、当該指示が通常注文者が行う程度の指示等に止まるものであったと推認されるから、G会社と請求人との間における指揮監督関係は認められない。

b 報酬の労務対償性について

請求人の報酬は1日単位ではあるものの、それは個人事業主として請け負って仕事をしてきたと請求人自身が認めている場合と同様の計算方法であるとともに、請求人が本件現場で作業するようになった経緯につ

いて、G会社から午前〇時頃に連絡を受けて、午後から働くことになったことは請求人自身が認めているところからすると、請求人の労働時間に応じて支払われるものではなく、請求人が請け負った仕事の成果に対して支払われるものと認めることが相当であり、報酬の労務対償性は認められない。

(イ) 労働者性を補強する要素について

a 事業者性の有無

請求人は、もともとA会社を営んでおり、中小事業主としてG会社から建設現場でのサッシやドアの取付け工事を請け負っていたものであるが、従業員がいなくなっただけからは個人事業主として仕事を請け負い、一人親方の特別加入にも加入していた時期もあり、負傷当時は青色申告をしていて取引先から給与明細をもらったことはなかったと述べており、以上からみると請求人には事業者性が認められる。

b 専属性の程度

請求人は、平成〇年以降は、G会社から仕事を請け負って、個人事業主として仕事をしてきたと述べているが、このことをもって、労働者性を補強する要素とは認めがたい。

イ 以上のことから、総合的に判断すると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人は、本件災害の発生当時、労災保険法上の労働者であったとは認められないものである。

3 結 論

以上のとおりであるので、請求人の障害補償給付を受ける権利は既に時効により消滅しており、また、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないことから、請求人の本件災害による障害について、労災保険給付の対象とすることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。